

山県市生産物直売食材供給施設等運営事業者募集要項

1 募集の概要

農業の振興による地域農産物の販売の拡大及び地域の活性化と魅力向上を目的として、山県市てんこもり及び山県市ふれあいバザールを運営する事業者を募集します。事業者の選定は事業提案内容により総合的に審査し、決定します。

(1) 施設概要

① 山県市てんこもり

所在地 山県市小倉 755 番地 2

名 称 山県市てんこもり

面 積 2,980 m² (生産物直売食材供給施設 : 295.25 m²)

② 山県市ふれあいバザール

所在地 山県市船越 416 番地 13

名 称 山県市ふれあいバザール

面 積 411.81 m² (生産物直売食材供給施設 : 145.0 m²、農産物処理加工施設 : 45.5 m²)

(2) 使用料

①山県市てんこもり

月額 77,000 円 月額計 924,000 円

②山県市ふれあいバザール

月額 40,700 円 月額計 488,400 円

(3) 使用期間

期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日の 5 年間とします。5 年経過後、再公募を行います。

(4) 定休日

① 山県市てんこもり

水曜日

(その他年間休日については、事業提案書にて希望日を提案してください。詳細は市と協議の上決定します。)

② 山県市ふれあいバザール

月曜日

(その他年間休日については、事業提案書にて希望日を提案してください。詳細は市と協議の上決定します。)

(5) 選定のスケジュール

募集要項配布・応募申請受付	令和7年9月1日(月)～令和7年9月22日(月)
質問書の提出期限	令和7年9月24日(水)
質問書の回答	令和7年9月29日(月)
事業提案書の提出	令和7年9月30日(火)～令和7年10月14日(火)
審査結果の通知	令和7年10月下旬(予定)
使用の開始	令和8年4月1日

2 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募する者は、次に掲げる全ての条件を満たす者とします。

ア 山県市内に事業所(本社又は営業所等)又は住所を有すること。

イ 業種経験(物販販売業及び飲食業)年数を引き続き3年以上有し、現にその業務を営業していること。

ウ 法人にあっては直近の決算年度に係る法人市民税、個人にあっては市民税を完納していること。

エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。

オ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者ではないこと。

カ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団及び第2条に掲げる暴力団に関係していないこと。

(2) 応募者の形態

応募者の形態は、次に示す2形態のいずれかとします。

ア 1つの企業又は団体(株式会社、任意団体等)

イ 個人

(3) 募集要項等配布

募集要項、仕様書及び募集に関する各種様式は、本市ホームページからダウンロードしてください。

(4) 応募申請書の受付

応募を希望する事業者は、応募申請書を提出してください。応募申請書の提出がない者の参加は認められません。

ア 受付期限

受付期限は、令和7年9月22日(月)17時までです。9時から17時の間で受

付けをします。

※閉庁日は受付しません。

イ 受付場所

山県市役所 2階 農林畜産課へ直接持参してください。

ウ 応募申請に必要な書類

次の書類を各1部提出してください。

① 応募申請書（様式第1号）

② 事業者概要書（様式第2号）

③ 法人登記事項証明書（個人の場合は住民票抄本）

※発行日から3か月以内の原本又は写し

④ 食品営業許可書の写し

⑤ 法人市民税納税証明書（個人にあつては市民税）

※原本又は写し

(5) 質問書の提出及び回答

ア 提出期限

令和7年9月24日（水）17時まで

イ 質問書（様式第3号）提出

① 山県市役所農林畜産課宛て、FAX又はE-mailで送付してください。

② 質問事項がない場合にも、「質問なし」と記載して必ず提出してください。

ウ 質問書への回答

令和7年9月29日（月）17時までにFAX又はE-mailで回答します。

※すべての事業者が質問なしの場合には回答しません。

(6) 事業提案書の提出

ア 提出期間

令和7年9月30日（火）～令和7年10月14日（火）9時～17時

※閉庁日は受付しません。

イ 提出場所

山県市役所 2階 農林畜産課へ直接持参してください。

ウ 提出書類

次の書類を各5部提出してください。（正1 副4）

① 事業提案書（様式第4号）

3 審査方法

(1) 提案内容等の審査

応募資格に適合している応募者について、事前に設置する「山口市生産物直売食材供給施設等運営事業者検討委員会」（以下「委員会」という。）において、事業提案書の書類審査及び必要に応じヒアリングを行い、以下に示す審査項目に基づいて採点します。

No.	審査項目	配点
1	運営方針 ・ 出店の意気込み ・ 運営のコンセプト	20点
2	実施体制 ・ 従業員体制 ・ 地元採用等の雇用の考え方	20点
3	安全管理体制 ・ 食品衛生・品質の確保	10点
4	サービス ・ サービス内容 ・ 自己評価と改善方法	20点
5	魅力向上 ・ 食材（地産地消の推奨）、 ・ 地域貢献 ・ アピール点や独自の取り組み	30点

なお、配点合計点の半分の点数に満たない場合や、総合得点が最上位でも個別の審査項目に重大な欠落がある場合は選定されません。

(2) 事業者の選定方法及び結果の通知

審査項目の各点数の合計点数が最も得点の高い者を事業者を選定します。なお、合計点数が同点の場合には、委員会の合議により決定するものとします。審査結果は応募者全員へ文書で通知します。

4 留意事項

(1) 事業提案書の提出期限

決められた日時までに事業提案書を提出しなかった者は、失格となります。

(2) 接触の禁止

本市職員その他本件関係者に対し、本件提案についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となります。

(3) 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格となります。

(4) 応募書類の取扱い

市に提出された応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

また、市は、事業者の選定の公表等必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。なお、提出された応募書類は、山縣市情報公開条例（平成 15 年山縣市条例第 159 号）における「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります。

(5) 応募の取下げ

応募を辞退することが明白となった場合には、応募辞退届（様式は任意）を延滞なく提出してください。

(6) 提出内容変更の禁止

一旦提出された書類の内容を変更することはできません。

(7) 費用負担

申請に関して必要となる費用は、すべて申請者の負担とします。

(8) 関係法規の遵守

業務を遂行する上で、関連する法規について全て遵守しなければなりません。

(9) 事業者決定の中止及び延期

不正な行為や災害その他やむを得ない理由がある場合には、審査の中止、または審査を延期することがあります。また、使用予定事業者が応募資格を失った場合には、決定を取り消します。

□募集に関する問い合わせ先□

〒501-2192 岐阜県山縣市高木 1000 番地 1

山縣市役所 農林畜産課

TEL 0581-22-6830（直） FAX 0581-22-2118

E-mail norin@city.gifu-yamagata.lg.jp